

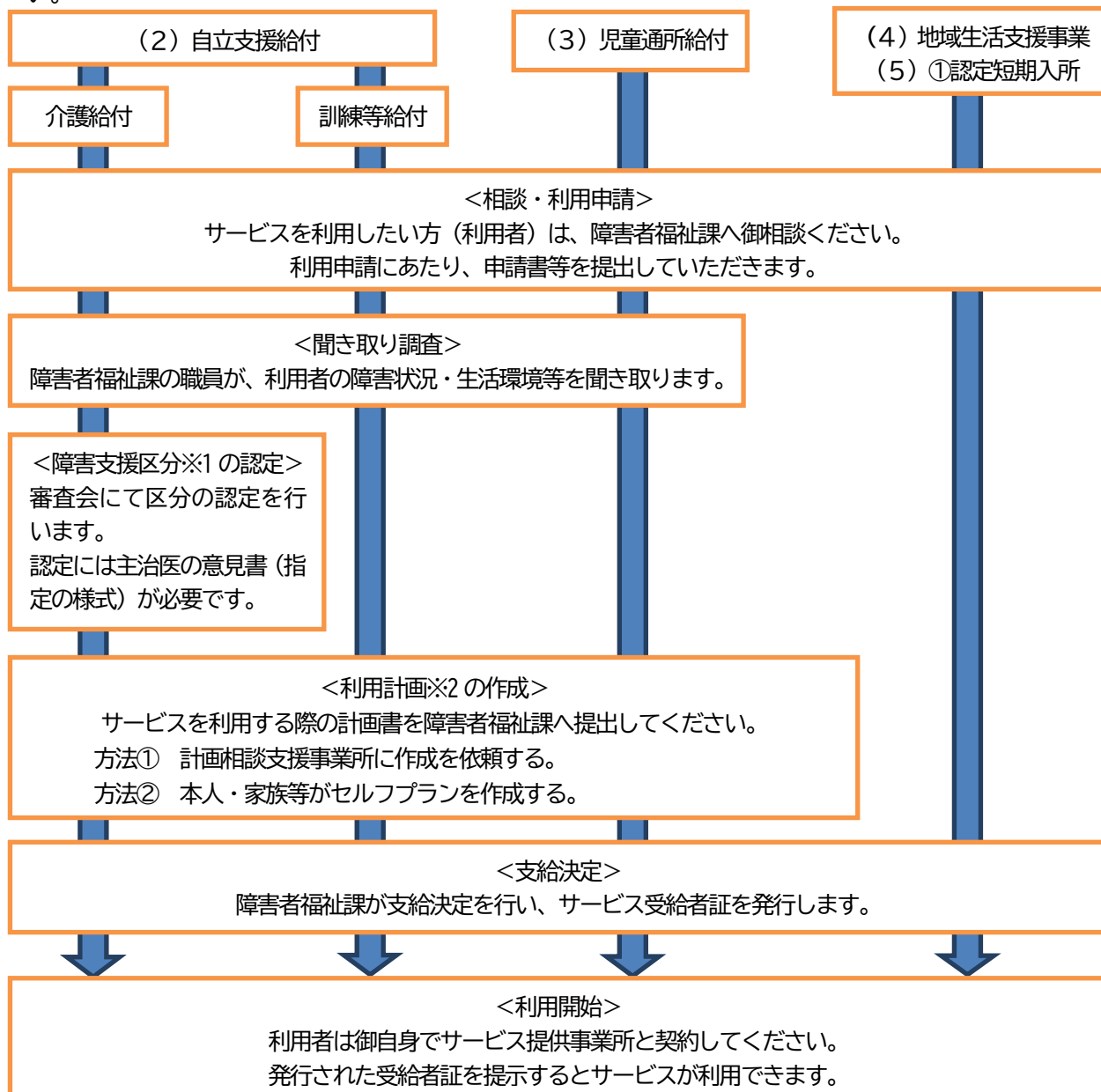
7. 障害福祉サービスについて **身知精難発**

(1) 各種手続の流れ (2)(3)(4)(5)の手続にはマイナンバーの記入が必要となります。(P111、112 参照)

(2) 自立支援給付、(3) 児童通所給付、(4) 地域生活支援及び(5) ①認定短期入所のサービス等を利用するために必要な手続は次のとおりです。詳しくは、本庁舎障害者福祉課にお問合せください。☎ 042-620-7367

※受給者証には有効期限があります。サービス利用を継続したい方は更新手続が必要となります。

※難病患者等（障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方）、発達障害の方も対象です。対象者の確認をするために、医師の診断書等の提出が必要となります。事前に御相談ください。



※1 障害支援区分とは

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。区分1～6のうち、区分6の方が必要とされる支援の度合いが高いです。認定をうけるためには認定調査（聞き取り調査）、医師の意見書が必要です。

◎「介護給付」は、障害支援区分の認定が必要です。

◎「訓練等給付」は、障害支援区分の認定は不要（一部例外あり）ですが、認定調査が必要となります。

※2 利用計画

自立支援給付及び児童通所給付の各種サービスを利用するためには、サービス等利用計画書（障害児支援利用計画書）（案）の作成・提出が必要です。

(2) 自立支援給付 **身知精難発**

障害者総合支援法に基づくサービスです。原則、18歳以上の方が対象です。介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。

①訪問系サービス（ホームヘルプ等）

サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等
介護給付	居宅介護	<p>居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。</p> <p><u>障害支援区分1以上の方</u> 障害支援区分や生活状況を勘案して、支給出来る時間数を決定します。 ※障害児も利用できる場合があります。</p>
	重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する方に居宅等において入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を総合的に行います。</p> <p><u>障害支援区分4以上で、次のいずれかに該当する方</u></p> <p>① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている方</p> <p>② 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目の合計点数が10点以上の方</p>
	重度障害者等包括支援	<p>介護の必要性が非常に高い方に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。</p> <p><u>障害支援区分6</u>であって、次のいずれかに該当する方</p> <p>① 四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態の筋ジストロフィー患者等</p> <p>② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の点数が、合計10点以上である方</p> <p>※障害児も、区分6に相当する心身の状態の方は利用できる場合があります。</p>

②日中活動系サービス

	サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要な訓練等を行います。	地域生活を営む上で一定の支援が必要な方
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上等のために必要な訓練等を行います。	
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により、相談に応じ必要な情報提供や助言等の支援を行います。	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した方で、知的障害や精神障害により、理解力や生活力等に不安がある方 <u>※地域定着支援・就労定着支援・訪問型自立訓練との併用は不可</u>
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	就労を希望する <u>65歳未満</u> の方 <u>※原則2年まで</u>
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して、一般就労へ移行した障害者の職場への定着及び就労の継続を図るため、就労に伴い生じる生活面の課題に関する相談に応じ、指導、助言、事業所や関係機関等との連絡調整等の必要な支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方 <u>※自立生活援助との併用は不可</u>
	就労継続支援 A型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	企業等に就労することが困難な者で、継続的に就労することが困難な <u>65歳未満</u> の方 <u>※原則、雇用契約有り</u>
就労継続支援 B型	企業等に就労することが困難な者で、継続的に就労することが困難な方 <u>※雇用契約無し</u>		
介護給付	生活介護	常時介護を必要とする方に、昼間において入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	<u>障害支援区分3以上</u> (施設入所者は区分4以上) <u>50歳以上の方は区分2以上</u> (施設入所者は区分3以上)の方
	短期入所 (ショートステイ)	居宅において介護を行う方が疾病その他の理由により介護が困難になった場合、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事等の支援を行います。	<u>障害支援区分1以上</u> の方 利用は、原則7日/月(6泊7日)以内です。 ※障害児も利用できる場合があります。

③居住系サービス

	サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等
訓練等給付	宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言等の必要な支援を行います。	企業等に就労している知的障害者又は精神障害者で、自立した生活を送ることを希望している方。 <u>※原則2年まで</u>
	共同生活援助（グループホーム）	社会福祉法人、特定非営利活動法人等が借り上げたアパート等で共同生活をする場を提供します。主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行います。	自立した生活を送ることを希望している方 ※介護サービスを利用する場合は障害支援区分の認定が必要です。
介護給付	療養介護	医学的管理の下における介護を常時必要とする方に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、介護等の日常生活の世話をを行います。	次のいずれかに該当する方 ① <u>障害支援区分6</u> のALS患者等気管切開を伴う呼吸管理を行っている方 ② <u>障害支援区分5以上</u> の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する方に入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行います。	<u>障害支援区分4以上（50歳以上の方は区分3以上）</u> で生活介護を受けている方等

④外出時の支援

	サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等
介護給付	同行援護	<u>視覚障害</u> により、移動に著しい困難を有する障害者に行う外出時の同行支援を行います。	視覚障害により外出時に困難を有する方 利用は月40時間以内です。 ※障害支援区分の認定が必要な場合もあります。 ※障害児も利用できる場合があります。
	行動援護	<u>知的障害又は精神障害</u> により行動上著しい困難を有する障害者等に行う外出時の支援を行います。	<u>障害支援区分3以上</u> で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の点数が、合計10点以上の方 ※障害児も利用できる場合があります。

⑤地域相談支援

サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等
地域相談支援給付	地域移行支援	① 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者 ② 児童福祉施設を利用する 18 歳以上の方 <u>※原則 6 カ月まで</u>
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある方で、常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因し生じた緊急事態等の際に相談、緊急訪問等を行います。 左記の支援が必要な方 <u>※自立生活援助との併用は不可</u> <u>※原則 1 年まで</u>

◎月額負担上限額

原則、サービス利用料の 1 割が自己負担となります。世帯の収入状況に応じて、一月あたりの負担上限額を設定します。

※サービスを利用する方が 18 歳以上の場合、本人及び配偶者の所得で判断します。

※サービスを利用する方が 18 歳未満の者及び 20 歳未満の療養介護、施設入所支援利用者
 の場合は、世帯単位の所得で判断します。

※地域相談支援給付の自己負担額はありません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額		
		◆1	◆2	◆3
生活保護	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円
一般 1	市民税所得割 16 万円未満 (◆3 は市民税所得割 28 万円未満)	37,200 円	9,300 円	4,600 円
一般 2	上記以外	37,200 円	37,200 円	37,200 円

◆1：居住系サービスを利用する場合 ※20 歳未満の方が療養介護、施設入所支援を利用する場合、◆2 になります。

◆2：訪問系サービス、日中活動系サービス、外出時の支援を利用する場合

◆3：18 歳未満の方が自立支援給付を利用する場合

◎自己負担の上限管理

一月当たりの自己負担額が月額負担上限額を超過することが予想される方については、月額負担上限額の管理を障害福祉サービス事業所に依頼することができます。(市に届出が必要です。)

◎高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や補装具の支給を受けた場合、障害児通所給付や介護保険サービスを併せて利用した場合で、基準額を超えた分が高額障害福祉サービス費として償還払い方式により支給されます。

◎特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費等

介護給付費、訓練等給付費及び特定障害者特別給付費等において、緊急やむを得ない理由により市が必要であると認めたときは、予定の開始日よりも早期に、特例として障害福祉サービスの支給を受けられる場合があります。

(3) 児童通所給付 **身知精難発**

児童福祉法に基づくサービスです。原則、18歳未満の方が対象です。

サービス名	サービス内容	支給要件
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	療育の観点から集団及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学児
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅に訪問して、基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な未就学児
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省が定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童

◎月額負担上限額

原則、サービス利用料の1割が自己負担となります。世帯の収入状況に応じて、一月あたりの負担上限額を設定します。

※サービスを利用する方が18歳未満の場合、世帯単位の所得で判断します。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税所得割28万円未満	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

◎自己負担の上限管理

一月あたりの自己負担額が月額負担上限額を超過することが予想される方については、月額負担上限額の管理を障害福祉サービス事業所に依頼することができます。（市に届出が必要です。）

◎高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や補装具の支給を受けた場合、自立支援給付や介護保険サービスを併せて利用した場合には、基準額を超えた分が高額障害福祉サービス費として償還払い方式により支給されます。

◎多子軽減制度

就学前の障害児通所支援利用児童について、兄又は姉が保育所等に通園していること等を条件に第2子以降の当該児童に係る利用者負担を軽減する制度です。

詳しくは、本庁舎障害者福祉課にお問合せください。 ☎ 042-620-7367

(4) 地域生活支援事業 (身)(知)(精)(難)(発)

障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように市町村が実施する事業です。

①移動支援 (知)(精)(発)

対象者	中学生以上の方で、次のいずれかに該当し、外出介護が真に必要な方 ※重度訪問介護、同行援護及び行動援護、重度障害者等包括支援受給者、重度脳性麻痺者介護事業の利用者並びに施設入所者は除きます。 ① 愛の手帳所持者 ② 精神障害者保健福祉手帳所持者 ③ 精神障害を事由とする年金の給付、特別障害給付金を受けている方 ④ 自立支援医療（精神通院）の受給者又はそれと同等の障害がある方 ⑤ 視覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付を受けている方 ただし、同行援護に該当する程度の障害がある方は除く	
内容	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動支援を行います。15歳未満の方は月10時間以内、満15歳以上の方は月30時間以内です。ただし、満15歳に到達する日の属する月から、月30時間以内の利用が可能です。 ※通勤、通学、通所、営業活動、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除きます。	
利用者負担割合	市民税による所得区分	負担割合
	市民税課税世帯	10%
	市民税課税世帯 18歳以上の場合、市民税所得割額が16万円未満 18歳未満の場合、市民税所得割額が28万円未満	3%
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0%
	※対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合は世帯単位の所得で判断します。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444	

②緊急時通学支援 **身知精難発**

対象者	次のいずれかに該当し、常時保護者の付き添いがないと通学できない小・中・高校の児童及び生徒。 ① 身体障害者手帳所持者 ② 愛の手帳所持者 ③ 精神障害者又は発達障害を有する者 ④ 難病患者等（障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方） ⑥ その他必要と認められる者	
内容	保護者の通院や入院・冠婚葬祭等、緊急またはやむを得ない事由により通学時に保護者が付き添えない場合、保護者に代わり通学支援を行います。利用は年度内10時間以内です。	
利用者負担割合	市民税による所得区分	負担割合
	市民税課税世帯	10%
	市民税課税世帯 18歳以上の場合、市民税所得割額が16万円未満 18歳未満の場合、市民税所得割額が28万円未満	3%
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0%
	※対象者が18歳以上の場合には本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合には世帯単位の所得で判断します。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444	

③日中一時支援 **身知発**

対象者	65歳未満の障害者で、次のいずれかに該当する方 ※40歳以上65歳未満で介護保険法が定める16の特定疾病に該当する方は対象外です。 ※施設入所者、共同生活援助（グループホーム）利用者は除きます。 ① 身体障害者手帳1・2級 ② 愛の手帳所持者 ③ 医師又は臨床心理士等の有資格者の診断書等で発達障害と判定されている方	
内容	保護者等の疾病、事故、冠婚葬祭等により一時的に家庭での介護が困難になった方を、指定施設で保護します。 利用は、月56時間以内で日中利用に限ります。	
制限	<u>在宅緊急一時保護介護券（P63を御参照ください）との併用は不可</u>	
利用者負担割合	市民税による所得区分	負担割合
	市民税課税世帯	10%
	市民税課税世帯 18歳以上の場合、市民税所得割額が16万円未満 18歳未満の場合、市民税所得割額が28万円未満	5%
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0%
	※対象者が18歳以上の場合には本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合には世帯単位の所得で判断します。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444	

(5) その他在宅・施設等での支援 **身知精難**

①認定短期入所 **身知**

対象者	65歳未満の障害者で次のいずれかに該当する方 ※40歳以上 65歳未満で介護保険法が定める16の特定疾病に該当する方は対象外です。 ※施設入所者、共同生活援助（グループホーム）利用者は除きます。 ① 身体障害手帳1・2級 ② 愛の手帳所持者	
内容	保護者等の疾病、事故、冠婚葬祭等により一時的に家庭での介護が困難になった方を、指定施設で保護します。 利用は、月5日以内で宿泊に限ります。	
制限	<u>在宅緊急一時保護介護券（P63を御参照ください）との併用は不可</u>	
利用者負担割合	市民税による所得区分	負担割合
	市民税課税世帯	10%
	市民税課税世帯 18歳以上の場合、市民税所得割額が16万円未満 18歳未満の場合、市民税所得割額が28万円未満	5%
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0%
	※対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合は世帯単位の所得で判断します。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444	

②島田療育センター緊急一時保護 **身知**

対象者	市内に居住する在宅の障害者（児）で、島田療育センター（多摩市中沢1-31-1）の判定により対象と認められた方で、次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者（おおむね身体障害者手帳1～3級） ② 知的障害者（おおむね愛の手帳所持者1～4度） ③ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の障害を有する者	
内容	保護者等の休養、疾病、事故、冠婚葬祭等により一時的に家庭での介護が困難になった時に、施設で保護します。利用は原則7日以内です。 医療費の一部負担相当額等は、自己負担となります。 施設は、島田療育センターで、1床のみです。	
登録手続	① 島田療育センターの判定 登録のため、判定が必要です。 島田療育センターの短期入所担当へ予約をし、受診してください。 （予約：☎ 042-374-2638） ② 市の登録 登録申請書・健康保険証の写しの提出が必要です。	
利用方法	① 利用希望日の2か月前の初日から5開庁日までに市に申込みをしてください。 ② 市が利用の調整を行います。 ③ 利用希望日の前月上旬までに利用の可否について連絡します。 ④ 利用可能となった場合、利用申請書の提出が必要となります。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444	

③在宅緊急一時保護介護券 身知

制度名	在宅心身障害者緊急一時保護事業	
対象者	在宅での日常生活において常時介護を要する 65 歳未満の心身障害者で、次のいずれかに該当する方 ※介護保険法の規定による給付を受けている方は対象外です。 ① 身体障害者手帳 1・2 級 ② 愛の手帳所持者	
内容	保護者等の休養、疾病、事故、冠婚葬祭等により一時的に家庭での介護が困難になった時に、あらかじめ登録された介護人が家庭等で保護します。利用者が介護人に支払う費用の一部を市が負担します。 ※配偶者、兄弟姉妹、直系血族その他同居人は介護人として登録はできません。 利用は、月 1 日以内（半日利用可能） 利用者が介護人に支払う費用は、半日：3,000 円、1 日：6,000 円 （4 時間以内を半日、4 時間を超え 24 時間までを 1 日とします。）	
制限	日中一時支援、認定短期入所（P61、62 を御参照ください）との併用は不可	
利用者負担割合	市民税による所得区分	負担割合
	市民税課税世帯	10%
	市民税課税世帯 18 歳以上の場合、市民税所得割額が 16 万円未満 18 歳未満の場合、市民税所得割額が 28 万円未満	3%
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0%
	※対象者が 18 歳以上の場合には本人及び配偶者の所得で、18 歳未満の場合には世帯単位の所得で判断します。	
登録手続	利用者：登録申請書の提出が必要です。 登録後、介護券を発行します。 介護人：介護人登録申請書・口座振替依頼書の提出が必要です。 登録後、介護人登録証を発行します。	
利用方法	市が発行する介護券を、利用月の翌月 5 日までに提出してください。 利用した日数分の費用を、介護人にお支払いください。市の負担分は、市が直接介護人に支払います。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所 ※介護券の受取りのみ 南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ） ※介護券の受取りのみ	

④心身障害児緊急一時保護 (身)知

制度名	東浅川保健福祉センター・南大沢保健福祉センター緊急一時保護事業
対象者	市内在住の小学校入学前までの介護が必要な障害児で、次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳1～3級 ② 愛の手帳所持者1～4度 ただし、医療機関での入院及び加療を受ける必要があると認められる者、医療行為・処置が必要な者、看護を要する者については、緊急一時保護の対象としないものとする。
内容	保護者等の疾病、事故、出産、冠婚葬祭等により一時的に家庭での介護が困難になった時に、あらかじめ登録された介護人が東浅川保健福祉センターもしくは南大沢保健福祉センターで保護します。 利用期間は土・日・祝日及び各施設の休館日を除く連続5日以内、利用時間は午前9時から午後5時までです。 各保護施設の定員は1名です。 費用は市が負担いたします。
登録手続	利用にはあらかじめ登録が必要です。
利用方法	保護の必要が生じたときは、申請が必要です。申請にもとづき、保護の必要性を確認のうえ保護の決定を行います。
申請窓口	東浅川保健福祉センター ☎ 042-667-1331 南大沢保健福祉センター ☎ 042-679-2205

⑤重度脳性麻痺者介護券 (身)

制度名	重度脳性麻痺者介護事業
対象者	20歳以上の重度脳性麻痺者（身体障害者手帳1級）で、単独で屋外活動することが困難な方 ※次のサービスを利用している方は除きます。 ・ 障害福祉サービス（短期入所を除く）・移動支援事業 ・ 地域活動支援センター事業 ・ 介護保険制度における訪問介護もしくは通所介護サービス
内容	介護人が屋外への手引、同行、その他必要な用務を行います。 介護人は親、子、兄弟姉妹、配偶者のみに限ります。 月12日以内とし、介護人に対し市が手当を支払います。
利用方法	市が発行する介護券を、利用月の翌月5日までに提出してください。 介護した日数分の手当を支払います。
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎042-620-7366 Fax 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所 ※介護券の受取りのみ 南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ） ※介護券の受取りのみ

⑥重症心身障害児(者)等在宅レスパイト ⑤④③②①

制度名	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業						
対象者	<p>市内に住所を有し、家族等による介護を受けている者で、主治医の指示のもと訪問看護を利用し、重症心身障害児(者)(※1)で医療的ケアを必要としている者もしくは重症心身障害児に該当しない18歳未満の障害児で※2のいずれかの医療的ケアを必要とする者で次のいずれかに該当する方</p> <p>① 通所または通学に著しい困難がある者</p> <p>② 本人以外に世帯の中で未就学児、要介護(支援)認定者、障害者又は障害児がいる者</p> <p>③ その他特別の事情により特に支援が必要であると認められる者</p> <p>※1 重症心身障害児(者)とは、身体障害者手帳1級又は2級程度の身体障害(自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る。)及び愛の手帳1度又は2度程度の知的障害のいずれも有する者で、18歳に達する前にその状態になった方(大島分類1～4の方)</p> <p>※2 人工呼吸器管理、気管内挿管又は気管切開、鼻咽頭エアウェイ、酸素吸入、吸引(6回/日以上)、ネブライザー(6回/日以上又は継続)、中心静脈栄養、経管栄養(経鼻又は胃ろうを含む)、腸ろう又は腸管栄養、継続する透析(腹膜灌流を含む)、定期導尿(3回/日以上、人工膀胱を含む)、人工肛門</p>						
内容	<p>重症心身障害児(者)等の家に現在御利用中の訪問看護事業所の看護師を派遣し、医療的ケア等を代わりに行き家族が一定時間休めるようにします。</p> <p>年間利用上限時間は96時間、1回当たりの利用上限時間は4時間です。</p>						
利用料金	障害児(者)の属する世帯の所得	訪問看護(1回あたり)自己負担額					医師指示書(1回あたり)助成額
		2時間	2時間30分	3時間	3時間30分	4時間	
	生活保護・市民税非課税世帯	0円					3,000円
	18歳以上 市民税所得割額の合計が16万円未満の世帯	370円	460円	550円	640円	740円	2,930円
	18歳未満 市民税所得割額の合計が28万円未満の世帯	180円	220円	270円	310円	360円	2,970円
	上記以外の世帯	1,500円	1,880円	2,200円	2,630円	3,000円	2,700円
	※対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合は世帯全員の所得で判断します。						
利用方法	<p>① 現在御利用中の訪問看護事業所が在宅レスパイトを引き受けてくれることを確認してください。</p> <p>② 利用登録をするため、申請書、医師の指示書(一部助成制度あり)等を市に提出してください。</p> <p>③ 決定通知書が届きましたら、訪問看護事業所と調整し、利用日を決定してください。</p>						
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444						

⑦身体障害者及び知的障害者グループホーム家賃助成 **身知難**

制度名	身体障害者及び知的障害者グループホーム家賃助成事業
対象者	18歳以上で、次のいずれかに該当する者のうち、グループホームを利用して家賃を支払っている方 ① 身体障害者手帳所持者 ② 知的障害者 ③ 難病患者等（障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方） ※令和2年4月1日より生活保護を利用している方は対象外となりました。
内容	所得（※）に応じて、グループホームに支払った家賃の一部を助成します。詳細はお問合せください。 ※所得が一定額以上ある方等は助成を受けられない場合があります。
申請手続	申請書、収入状況がわかる書類及び家賃の領収書等を提出してください。
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444

⑧東京都立多摩総合精神保健福祉センター 思春期・青年期医療デイケア（1日）、ショートケア（半日） **精**

対象者	・精神科の診療を受け、ご本人に自立と社会参加への意欲があり、主治医が利用申込に同意している方 ※多摩地区に住まいがある方で、申込時に中学卒業以降から概ね40歳程度の方が多く利用されています。 ※詳細は東京都多摩総合精神保健福祉センターまでお問合せください。
内容	集団での活動を通じて、生活リズムの改善、症状の安定、就学や就労へのステップアップ等、社会生活の充実を目指します。 定 員：70名 利用期間：原則1年6か月間（6か月ずつ必要に応じて更新） 通算最長2年間まで利用できる場合があります。
利用方法	① 施設見学会に参加する 現在（R4年2月現在）施設見学会は事前予約制となっております。原則として毎週水曜日の午後1時からと午後3時からの2回実施しております。詳細についてはお問い合わせください。 ご利用を申込する前に、原則としてご本人が見学していることが必要です。 ② デイケア利用の申込 施設見学会の申込、あるいは施設見学会の翌日以降に電話で申込ができます。
申請窓口	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 多摩市中沢 2-1-3 ☎ 042-373-7711

⑨東京都立中部総合精神保健福祉センター ショートステイ(一時入所事業) 精

対象者	次の要件にすべて該当する方 ① 東京都民であること ② 本人が利用を希望していること ③ 医療機関に通院しており利用について主治医の了解があること ④ 病状が安定していること
内容	地域で生活する精神障害者が、休息を目的として一時的に宿泊施設を利用することができます。 利用期間：最大 14 日 利用料金：宿泊料はかかりませんが、リネン代及び弁当注文時に食費がかかります ※初回利用の方は、見学が必須となっています 相談・申し込みから利用までの流れ等、詳細は下記窓口までお願いします
相談・申し込み窓口	中部総合精神保健福祉センター 地域支援科 世田谷区上北沢 2-1-7 ☎ 03-3302-7742 (直通) 受付時間：平日(月～金)の10時～16時(祝日は除く)

(6) 障害者地域生活支援拠点事業 身知精難発

①事業の目的

身体障害、知的障害、精神障害及びその他心身の障害がある者（以下「障害者」という。）の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、既存の福祉制度や障害福祉サービスにはない様々な支援を切れ目なく提供し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにすることを目的としています。

②対象者

既存の福祉制度や障害福祉サービスだけでは地域で生活することが困難であり、何らかの支援が必要な障害者

③支援について

支援の必要がある方には、既存の福祉サービスにない支援（生活に関する助言、外出先又は居宅での支援）を行います。詳細は、以下の申請窓口に御相談ください。

○支援内容の例

- ・衛生管理（ごみの分別に関する助言、部屋の掃除の手伝い など）
 - ・健康管理（過食や偏食など栄養管理に関する助言、食料品の買い物の補助 など）
- その他、金銭管理に関する支援や各種申請手続の補助なども行っています。

④利用者負担金

利用者負担金はありません。（ただし、支援の内容により支援員の交通費などの実費を負担していただく場合があります。）

⑤申請の方法

以下の申請窓口に直接、障害者やその家族の方などがお問合せください。

申請窓口（地域生活支援拠点事業所）

(特非) ヒューマンケア協会 障害者相談支援センター ぴあらいふ	八王子市明神町 4-14-1 1階 ☎ 042-646-4991 受付時間 月、火、水、木、金 9時から17時まで （ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く）
(特非) サポート南多摩 障害者生活支援センター サポート南多摩	八王子市南大沢 2-25 フォレストモール南大沢208 ☎ 042-682-5343 受付時間 月、火、水、木、金 9時から17時まで （ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く）
(福) もくば会 八王子地域生活支援室 高尾	八王子市東浅川町 914-6 東浅川ビル1階 ☎ 042-629-9088 受付時間 月、火、水、木、金 10時から17時30分まで （ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

(特非) わかくさ福祉会 地域生活支援センターあくせす	八王子市子安町 3-6-7 サザンエイトビル3階 ☎ 042-631-1022 受付時間 月、火、水、金 10時から18時まで (ただし、祝日及び12月29日から1月4日までを除く)
(特非) 多摩草むらの会 相談支援センター待夢	八王子市松木 48-10 グランドウール 105 ☎ 042-682-4670 受付時間 月、火、水、木、金、日 10時から17時まで (日曜日は電話相談のみ受付) (ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く)

(7) その他社会参加のための支援 (身)

①東京都身体障害者補助犬給付

対象者	都内に居住する18歳以上の在宅の身体障害者で、次の要件全てに該当する方 ① 身体障害者手帳所持者 ・盲導犬：視覚障害1級 ・介助犬：肢体不自由1・2級 ・聴導犬：聴覚障害2級 ② 都内におおむね1年以上居住していること。 ③ 世帯全体にかかる所得税課税の平均月額が77,000円未満であること。 ④ 借家、借間等に居住されている方は、家主又は管理者の承諾が得られること。 ⑤ 所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること。 ⑥ 補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められること。
内容	補助犬を無償で給付します。(飼育費等は利用者負担となります。)
手続	盲導犬は随時申請受付しています。介助犬・聴導犬の申請時期についてはお問合わせください。
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444

②手話通訳協力者・要約筆記協力者の派遣

対象者	市内在住で聴力障害に係わる身体障害者手帳を所持する聴覚障害者等で、日常生活において手話通訳協力者等を必要とする方
内容	健聴者との意思疎通を円滑にするため手話通訳等を必要とする場合、手話通訳協力者等を派遣します。利用料は無料です。
申請窓口	八王子市ボランティアセンター 八王子市横山町 11-2 金子ビル4階 ☎ 042-648-5776 Fax 042-648-6332 Mail: volunteer@8-shakyo.or.jp

③盲ろう者通訳・介助者の派遣

対象者	市内在住で、視覚と聴覚の両方に障害を併せ持つ、身体障害者手帳所持者
条件	あらかじめ、東京盲ろう者友の会への登録が必要です。
内容	盲ろう者のコミュニケーション及び移動の介助のため、通訳・介助者を派遣します。利用料は無料です。
申請窓口	認定 NPO 法人 東京盲ろう者友の会 台東区浅草橋 1-32-6 コスモス浅草橋酒井ビル 2 階 ☎ 03-3864-7003 Fax 03-3864-7004 Mail: tokyo-db@tokyo-db.or.jp

④その他の利用できる支援

機 関 名	内 容	連 絡 先
八王子市図書館	<ul style="list-style-type: none"> <各図書館で実施> ・対面朗読 <中央図書館のみ実施> ・点字図書、録音図書の郵送による貸出し ・点訳・音訳資料の作成 <ホームページ上のサービス> ・電子書籍サービス ・オーディオブック（耳で聴く本） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館 八王子市千人町 3-3-6 ☎ 042-664-4321 ・生涯学習センター図書館 八王子市東町 5-6 クリエイトホール 2・3 階 ☎ 042-648-2233 ・南大沢図書館 八王子市南大沢 2-27 フレスコ南大沢地下 1 階 ☎ 042-679-2201 ・川口図書館 八王子市川口町 3838 川口やまゆり館内 ☎ 042-654-8448
(福) 日本点字図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・点字図書・録音図書の製作・貸出・配信・情報提供 ・専門図書の対面朗読 ・希望図書の点訳・朗読 ・視覚障害者への各種訓練（歩行・パソコン・スマートフォン・点字など） ・生活用具の開発と販売 	新宿区高田馬場 1-23-4 ☎ 03-3209-0241
(福) 日本視覚障害者団体連合	(視覚障害者の全国組織) 点字図書、録音図書の製作・貸出 視覚障害者用具の販売 相談支援等	新宿区西早稲田 2-18-2 ☎ 03-3200-0011

機 関 名	内 容	連 絡 先
(公)東京都盲人福祉協会	視覚障害者の相談・訓練 パソコン教室 点字・録音刊行物作成配布	新宿区高田馬場1-9-23 ☎ 03-3208-9001
八王子市都市戦略部広報プロモーション課	広報はちおうじ(点字版、テープ版、CD版、デージー版)	八王子市元本郷町3-24-1 ☎ 042-620-7228 Fax 042-626-3858
八王子市選挙管理委員会事務局選挙課	選挙のお知らせ(点字版) 選挙公報(テープ版、CD版、デージー版)	八王子市元本郷町3-24-1 ☎ 042-620-7319 Fax 042-626-3275
八王子市議会事務局庶務調査課	市議会だより「ひびき」(点字版、テープ版、CD版、デージー版)	八王子市元本郷町3-24-1 ☎ 042-620-7311
東京都生活文化局広報広聴部広報課	広報東京都(点字版、テープ版、デージー版)	新宿区西新宿2-8-1 ☎ 03-5388-3093 Fax 03-5388-1329
東京都議会議会局管理部広報課	都議会だより(点字版、テープ版・デージー版)	新宿区西新宿2-8-1 ☎ 03-5320-7126
(公財)アイメイト協会	視覚障害者への歩行指導、盲導犬給付、社会啓発	練馬区関町北5-8-7 ☎ 03-3920-6162
(福)東京ハレン・ケラー協会	点字講習	新宿区大久保3-14-20 ☎ 03-3200-0525
八王子市心身障害者福祉センター	中途失聴・難聴者のための手話講習会 見えにくくなった方の学習会	八王子市台町2-7-22 ☎ 042-624-5850 Fax 042-624-5954
東京都盲ろう者支援センター	盲ろう者向け通訳・介助者の派遣と養成 盲ろう者向け訓練(コミュニケーション、パソコン、生活技術) 社会参加促進(交流会、学習会)	台東区浅草橋1-32-6 コスモス浅草橋酒井ビル2階 ☎ 03-3864-7003 Fax 03-3864-7004
東京都障害者福祉会館	視覚障害者日常生活情報点訳等サービス 集会室等の貸出	港区芝5-18-2 ☎ 03-3455-6321 Fax 03-3453-6550
東京都聴覚障害者連盟	聴覚障害者相談支援 上級手話講習会	渋谷区東1-23-3 ☎ 03-5464-6055 Fax 03-5464-6057
東京手話通訳等派遣センター	聴覚障害者・中途失聴者・難聴者のコミュニケーション機器貸出、読話講習会 要約筆記者の派遣、養成手話通訳者の派遣及び講習会	新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階 ☎ 03-3352-3335 Fax 03-3354-6868

機 関 名	内 容	連 絡 先
(福)聴力障害者情報文化センター	字幕入映像作品の貸出 聴覚障害者向け文化教養講座 聴覚障害者とその関係者への相談 支援事業	目黒区五本木 1-8-3 ☎ 03-6833-5004 Fax 03-6833-5005 Mail soudan@jyoubun-center.or.jp
(公社)銀鈴会	喉頭を摘出された方のための発声 訓練教室(食道発声、電気式人工喉 頭発声、シャント式発声) 発声訓練指導書の発刊、DVD 作成	港区新橋 5-7-13 ビュロー新橋 901 ☎ 03-3436-1820 Fax 03-3436-3497
(一社)東京言友会	吃音者のための講習会	豊島区南大塚 1-30-15 ☎ 03-3942-9436
(福)日本介助犬協会	肢体不自由者の手助けをする介助 犬の育成	横浜市港北区新横浜 2-5-9 新横浜フジカビル 3 階 ☎ 045-476-9005 Fax 045-476-9006